○内閣府令第

号

食品· 表示法 (平成二十五年法律第七十号) 第四条第一項の規定に基づき、 食品表示基準の一部を改正する

内閣 府令を次のように定める。

令 和 四年 月

日

内閣 総理大臣 岸田 文雄

食品 表 公示基準 0 部を改正する内閣 府令

食品 表示基 準 平 成二十七年内閣 府令第十号) の 一 部を次のように改正する。

に掲げる規定 次 0 表により、 の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改 正 前 |欄に 掲げ る規定の傍線を付し又は破線で 囲 改正前欄 んだ部分をこれに順 及び改正後欄に掲げるその標 次対応する改正 並後欄 記 部

分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。) は、 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄 にこれ

に対応するものを掲げてい ない ものは、 これを削り、 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応す

るものを掲げていない ものは、 これを加える。

0=		
ナトリウムの量	(任意表示) 第二十一条 食品関連事 の下欄に定める表示の下欄に定める表示事項が当該食品 の総称、その構成成 の総称、その構成成 の総称、その構成成 がいるを示唆する を含む。)及び	改
量、食塩相当量並びに熱量を本表の量を表示しようとするときは、の量を表示しようとするときは、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	業者が一般用生鮮食品を販売する際(設 場合を除く。)に、次の表の上欄に掲げ の容器包装に表示されなければならない。 方法に従い表示されなければならない。 「1 略」 「1 略」 「2 たんぱく質、脂質、炭水化物及 びナトリウム以外の栄養成分、前 「なま現を表示しようとするときは、当該栄養成分(別表第九に掲げるものに限る。)をたんぱく質、 脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の量 がっ。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項において同じ。)の量及び熱量の項において同じ。)の量及び熱量の項において同じ。)の量及び熱量の項において同じ。)の量及び熱量の項において同じ。	正後
ナトリウムの量	第二十一条(住意表示) 備を設けて飲食させるる表示事項が当該食品の下欄に定める表示事項が当該食品の、前躯体及びその他これらを示唆するを示唆する。)及び表現を含む。)及びの総称、その構成成のが、前躯体及びそのでである。	改
量、食塩相当量並びに熱量を表示しようとすると2 食塩相当量に加えてナト[1 同上]	事業者が一般用生鮮食品を販売する場合を除く。)に、次の表のより方法に従い表示されなければた。 1 同上 1 同上 2 たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分の総称、その構成成る。)をたんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリーの方法を準用して表示する。)の量及び熱量とともに、第三部質、炭水化物及びナトリーの方法を準用して表示する。	正前

				別一事		
略	脂質	[略]	及び熱量	二十三条、第二十六条、第三十四条関係)別表第九(第三条、第七条、第九条、第十二	略	
â	略		表示の単位	7. 二十六条、第一条、第七条、		
	重 媒 法 出 は べ ー 溶 ル		法算測 出定 の方び	第三十四条、		び熱量の項の1に従い表示する。れらを示唆する表現を含む。)の構成成分、前駆体及びその他の栄養成分(栄養成分の総称、
	· · _ · _ · _ · _ · _ · _ · · _ · · _ ·		範許囲容たの	関係)第十二条、		の1に従いの1に従いる、前駆体及の1に従い
	略	2.7	○と表示す	第二十一条、		1に従い表示する。前駆体及びその他こ(栄養成分の総称、そ
			·	第		
	HE:		及坐	別表第九三十三		
同上	脂質	同上	及び熱量	十三条、第二十第九(第三条、	同上	
	同上		表示の単位	- 六第 条七		
	リゼ又酸べ法混タルク抽エーゴは分ル、液ノムロ出ーブッレ解法が抽ー・ロ法テ法トー法、ル出ルメホ、ル		法算測 出定 の及 方び	、第三十四条関係)条、第九条、第十		び熱量の環成成分の栄養成分
	同上		範 許 囲 容 差 の	第十二条、		(の1に従い が 前躯体 が 前躯体 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
	[同上]		○と表示す である量	第二十一条、		び熱量の項の1に従い表示する。れらを示唆する表現を含む。)及の構成成分、前躯体及びその他この栄養成分(栄養成分の総称、そ
		-		第	-	

|別表第十二 (第七条関係) ヨウ素 セ クロム 略」 略」 レン 略 略 下略」 導法発プ誘光原結又光ラ導度子合は分ズ結法吸 プ誘析マ合、光 量ラズマ 量 ラ 法 ズ 導法吸法蛍 ガ 滴 ズ結又光、光の変化が、その変化が、なりを変化が、その変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、なりを変化が、な スクロ 定 法 7 略 略 略 略」 略 略 |別表第十二 (第七条関係) ヨウ素 セレン クロ [同上] 同上 同上 同 同 Ŀ 上 ラフは ロマガス 法 クク 又 度 法 吸 光 に 光 原 度 析え発 は光原 合 発プ誘度子光ラ導法吸分が結又光 同上 同 同 Ŀ 上 同 同上 同 上 Ŀ

別表第十七(第三条、第九 9 からしな 9 からしな 第二条関係) 第九条関係)

17 1.8	
K ビ 「略 P P P P P P P P P	栄養成分
場当リ品液に般内りラ食 合たツ百状供には、ム品 りトミのす飲、括当百 のルリ食る用一弧たグ	重い
グイ十 ラク五 ムロマ たリロ	旨の表示の基
場当リ品液に般内りラ食 合たツ百状供には、ム品 りトミのす飲、括当百 のルリ食る用一弧たグ	含む旨の表示の
下略 当ロキ たリロ	表示の基
場当リ品液に般内りラ食 値示が合たツ百状供には、ム品 の情 を	化っさ

別表第十七(第三条、第九¹ [項を加える。] [1~8 同上] 第九条関係)

jij 				
刊長第十六	[同上]	K ビ タミン	[同十]	栄 養 成 分
(第二条関系)		[同土]		場当リ品液に般内りラ食 合たツ百状供には、5品値いりトミのす飲、括当百のルリ食る用一弧たグ
系)		グラムロマ		カーカー 表示 カーカー キー の たリロ 基
		[同上]		場当リ品液に般内りラ食 一のようでは、活当百のルリ食る用一弧たグ
		[同上]		表 り l カ百 当 ロ キ た リ ロ 基
		[同上]		場当リ品液に般内りラ食 値示た強合たツ百状供には(ム品 の旨化 ありりまのす飲 括当百 基のされ のルリ食る用一弧たグ 準表れ

			別	_				別												
し よ う ゆ	略	食品	別表第二十二	[略]	<i>!</i>	主 ステアリド	形質	別表第十八(紅	からしな	略	対象農産物									
1 5 水のの良吟ゆし産日用 、、よ省本語そ 、超		表示禁	第九条			ン酸産		(第三条、												
さいしこみしょうゆ及うゆ、うすくちしょうけ、うずくちしょう情 一生〇三号)に農林規格(平成十六年と紛らわしい用語。たと紛らわしい用語。たい世選」、「特選」、「特選」、「特選」、「特選」、「特選」、「		禁止事項	条関係)	i.e.		略]	加工食品	第十八条関係)			加工食品									
及びしろしようゆ特製」、「特製」、「特製」、「特型おりゆ、たまりしようゆで規定するこいくただし、しようゆに規定するこいくに規定するこいくで						略	対象農産物													
			別				-,-	別	2											
し よ う. ゆ	同上	食品	別表第二十二	[同上]	生ステアリバ	高オレイン	形質	別表第十八(「項を加え	[同斗]	文									
1 た七農う準優吟 も条林ゆ」良 のま水のの」 超		表示禁止	(第九条		ドン酸産	酸		(第三条、	る。」		12									
Pのであって表の区分に該当するしょうゆれまでに規定する規格による格付が行われが水産省告示第一七〇三号)第三条から第の用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らわしい用語。ただし、しょの用語と紛らかという。			条関係)	条関係)	条関係)	条関係)	条関係)	条関係)	条関係)	条 関係)	条関係)	条関係)	条 関係)		[同上]	加工食品	第十八条関係)			加工食品品
該よ号) 特語。 会の第一年では、「特製」、 「特製」、 「特製」、						同上	対象農産物													

食用植物 1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油脂	[略]	の規格による格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定するこいくちしょうゆの日本農林規格に規定するこいくちしょうゆの日本農材規格に規定する用語を表示する場合は、この限りでない。 「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本よる格付が行われたものであって次の表の区分に該当するしょうゆに対し、それぞれ同表に規定する用語を表示する場合は、でない。
油 食 脂 用 植 物		
1 「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ともうろこし油」、「大豆サラダ油」、「精製ともうろこし油」、「大豆サラダ油」、「精製ともうろこし油」、「大豆サラダ油」、「精製なたね油」、「精製がま油」、「なたねサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製であ油」、「精製がまかり油」、「なたねサラダ油」、「精製であることでは、「精製があることでは、「精製があることでは、「精製があることでは、「精製があることでは、「精製がある」、「などうサラダ油」、「おどうから第十九条までに規定する規格による格付がある。第三条から第十四条まで及び第十七条から第十九条までに規定する規格による格付がある。「特製がある。「特製がある。」、「などうか」、「などうサラダ油」、「おどうか」、「などうか」、「おどうか」、「などうか」、「おどうか」、「おどうか」、「おりか」、「特製がある。「特製がある。」、「おりか」、「から第十九条までに規定する規格による格付がある。「特製がある。」、「おどうか」、「おいる。」、「はいる。」はいる。」、「はいる。」はいる。」はいる。」はいる。」はいる。」はいる。」はいる。」はいる。」		2 「濃厚」の用語。ただし、しょうゆの日本農林規格第三条から第七条までに規定する規格による格付が行われたものであって次の表格による格付が行われたものであって次の表格による格付が行われたものであって次の表限りでない。 [3~8同上] [同上]

施港 別記樣式 備 [1 **~**]] 2 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第三十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる 考 略 表 中 0 (第八条関係 なたね油、 2 . 3 油の規格による格付が行われたものに表示す、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ る場合は、この限りでない。 めサラダ油、 ш とうもろこしサラダ油、 0) ひまわりサラダ油、 製大豆油 記 載 は なたねサラダ油、 精製ごま油、 注 精製落花生油、 に記であ 大豆サラダ油 る。 ごまサラダ油 精製ともうろこし油 精製綿実油 精製オリーブ油 精製こめ油 精製ひまわり 精製 綿実 12 雅 別記様式一 [同左] $[1 \sim 11$ 1~11 同年」
2 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定と上四号)第十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定とができられた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者にあれた表示事項その他法令により表示することができ 同上 司左 (第八条関係 2 ない。行われたものに表示する場合は、この限りで 3 同 上 e vo 8

この府

公

布

0

日

から施行する。

附

令は、則